

(February 2021 Update)

KLS-LL.M. in Global Legal Practice: FAQ (日本語版)

About Course Registration／履修関連

1-a. 授業の使用言語について

LL.M.の設置科目はすべて英語での講義となります。

1-b. 日本語での授業（法曹養成専攻の授業）の受講について

2018年度からは、主として、日本語ネイティブではない学生を対象に、日本語で行われる法曹養成専攻(J.D.)の科目を LL.M.の修了要件単位数に算入する形で履修することが可能になりました。追加費用はかかりませんが、LL.M.の科目同様、授業はソクラテス・メソッドで行われますので、法律の専門用語を日本語で理解し、読み書きはもちろんのこと、日本語で発言する語学レベルが必要になります。なお、履修には、学習指導委員会および担当教員の承認が必要です。

また、自由科目（修了単位数には含まれない）として日本語で開講されている法曹養成専攻(J.D.)の選択科目を履修することも可能です。履修希望者は入学者向けオリエンテーションの2日後までに申し出てください。

なお、法学部を含めた他学部の授業（学部レベル）は履修することが出来ません。

1-c. 日本語学習について

日本語を学ぶために、慶應義塾大学の日本語・日本文化教育センターの授業を履修することも可能です。慶應義塾では、異なるレベルでの広くバラエティに富んだ日本語科目を開講しています。申し込み方法等の詳細については、合格後にお知らせいたします。なお、日本語・日本文化教育センターで受講する授業の必要経費は、グローバル法務専攻の授業料等には含まれておりませんので、ご注意ください。（授業料：1単位2万円程度、その他教材費が必要となります）

【website】 Keio University Center for Japanese Studies/日本語・日本文化教育センター

<http://www.cjs.keio.ac.jp/?page=&lang=en>

1-d. 具体的な修了要件について

次に掲げる単位を含む 30 単位以上を履修してください。

1 Global Business and Law 科目群または Global Security and Law 科目群のいずれかの科目群から：4 単位以上

2 Practical Training 科目群から：4 単位以上

法科大学院を修了した者および法科大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者以外の者は、上記に規定する単位に加えて、本研究科グローバル法務専攻に設置された授業科目のうちから、次に掲げる単位を含む 6 単位を履修しなければなりません。

- 1 Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群から：4 単位
- 2 Practical Training 科目群から：2 単位

1-e. 修士論文は修了に必要なか？

修了するにあたっての必要要件とはしておりません。論文執筆希望者は Research Paper を履修することが可能です。入学後に希望の指導教授とコンタクトを取ってください。

1-f. 特定の分野における専門認証について

グローバル法務専攻では、国際紛争解決法務、ビジネス法務、日本法、アジアの法と開発、知的財産法の各領域について専門認証制度を設けています。

これらの各領域についての専門認証を受けるには、関連する分野において 10 単位以上の単位を修得し、Research Paper (2 単位) に合格する、という要件を満たしていることが必要です。また、国際紛争解決法務およびビジネス法務の専門認証については、科目群 9 の”practical training”から関連する 1 科目 (2 単位) 以上の単位取得を含むことが要件となります。なお、専門認証の要件は最低基準のみを明記したものであり、また、専門性に焦点を当てた重要な学位の証明となることから、各専門認証領域のうち 1 つに限り申請することが可能です。

1-g. 1.5 年もしくは 2 年での修了について

グローバル法務専攻の標準修年限は 1 年です。但し、さらに余裕を持って学ぶことを希望する入学者のために、1.5 年または 2 年のパートタイムでの就学を認めます。お仕事の状況に応じて、平日 1 限や 6 限、土曜日に担当された科目や特定期間集中科目を上手に組み合わせることも可能です。また、各学期において、週の特定の曜日に集中して履修することも可能です。

About Admission/入試関連

2-a. 入学者選考方法について

提出された書類にもとづき、入学の適否について総合的な選考を行います。日本で受験していただく入学試験はありません。また、選考の過程で必要に応じて、一部の者にステートメントの追加の提出を求める場合や、スカイプ等を利用した面接を課す場合があります。なお、第 1 期と第 2 期の選考では同じ選考基準を適用します。第 1 期において不合格であった場合でも、第 2 期に出願することは妨げません。

2-b. 英語のスコアを提出について

英語を母語としない者は、TOEFL iBT, IELTS または TOEIC のいずれかのスコア 1 点を提出する必要があります。TOEIC のスコアも受け付けますが、TOEFL iBT または IELTS のスコアを提出するよう努力して下さい。なお、英語を母語としない者であっても、既に十分な英語能力を有する場合には、スコアの提出を免除します。免除を希望する者は、必ず申請期間中に、十分な英語能力を有することの説明と、それを裏付ける資料があれば添付の上、ls_llm@info.keio.ac.jp まで、免除の申請をして下さい。申請は個々の場合に応じて判断します。申請をしても、必ず承認されるとは限りません。承認がされない場合には、スコアを提出する必要があります。詳細は、下記の Web サイトから入試要項をご確認ください。

<http://grad.admissions.keio.ac.jp/llm-en.html>

2-c. 英語のスコアについて

TOEFL iBT, IELTS または TOEIC のスコアについては、合格にあたって必要な最低点は定めておりませんが、修士課程の学習において必要とされる程度の英語力は必要です。具体的には、授業に先だって課される参考文献を読んで理解し、また、期末試験・レポートを独力で作成できるだけの英語力は必要であるとお考え下さい。

以下にあるリンクから、過去の入試説明会において実施した模擬授業の様子を視聴して頂けますので、参考になさって下さい。

2019 年 4 月説明会 模擬授業

前半 <https://www.youtube.com/watch?v=l41flAMuDi8>

後半 <https://www.youtube.com/watch?v=lWGlBBSk8iQ>

2-d. 合格率について

2020 年 3 月時点で合格率は 7 割程度です。

2-e. 修了生および在校生の国籍について

オーストリア、バングラデシュ、ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、日本、ケニヤ、シンガポール、韓国、スペイン、スイス、台湾、タイ、アメリカ、ベトナム

2-f. 弁理士としての経験は実務経験として認められるでしょうか。

認められます。

About Studying Abroad/留学関連

LL.M.プログラム在学中に協定校へ留学することも可能です。在学中に留学（ダブル・ディグリー含む）を検討されている方は、出願書類（パーソナル・ステートメント）において学習計画としてその旨を記載してください。なお、学位を取得するために留学は必須ではありません。

3-a. 交換留学プログラムについて

協定校の一部については、交換留学が可能です。希望者は合格後なるべく早い時期に学生部法務研究科担当に希望の時期や国名・大学名などをご相談ください。希望者は派遣先の大学が定める英語能力の基準を満たしていることが必要です。留学先で取得した単位を、グローバル法務専攻設置科目と授業内容が同等と認定できる限りで、最大 15 単位まで修了単位として認定することができます。但し、派遣人数の制限や学事日程が異なることから、必ずしも希望に沿えない場合がありますので注意してください。また、留学先の学事日程や単位互換の関係で、グローバル法務専攻を 1 年で修了できない場合もあります。

3-b. ダブル・ディグリーについて

ワシントン大学(UW)ロースクールとダブル・ディグリー (D.D.) 協定を締結しています。両大学の LL.M. の修了要件を満たすことで、双方の LL.M. プログラムの学位を取得することが出来ます。なお、ワシントン大学の LL.M. については、各人の関心に応じて、①「Asian & Comparative Law LL.M.」、②「Global Business LL.M.」、③「Health LL.M.」、④「Intellectual Property LL.M.」、⑤「Sustainable International Development LL.M.」、⑥「Tax LL.M.」および⑦「General Law LL.M.」の 7 つの LL.M. から 1 つを選び、さらに専門性を高めることができます。KLS に在籍中は KLS に学費を支払い、UW に在籍中は UW に学費を支払います。一般論としては、慶應に 4 月に入学して春学期を過ごし、9 月から始まる秋学期をワシントン大学で過ごした方が、ダブル・ディグリープログラムを利用しやすくなっています。しかし、これが唯一の方法というわけではありません。

ダブル・ディグリープログラムを希望する場合は、合格後すみやかに申し出てください。希望者はワシントン大学が定める英語能力の基準を満たしていることが必要です。希望者が多数の場合には、選考となる可能性があります。またワシントン大学も慶應からの推薦者に対して独自の専攻を行います。

【website】 University of Washington School of Law LL.M. Programs

<https://www.law.uw.edu/apply/llm/>

<http://www.ls.keio.ac.jp/en/dd/uw.html>

<<注意>>日米の司法試験受験資格について

グローバル法務専攻の LL.M. の学位では、日本および諸外国の司法試験受験資格を得ることはできません。ダブル・ディグリーを通じて、米国各州の司法試験受験資格を得られる場合がありますが、各人が取得している学位やその取得時期、実務経験の内容によっては、要件を満たさない場合がありますので、各自において各州の司法試験受験資格をご確認ください。各州の司法試験受験資格は将来的にも変更が生じることがありますので、その点にも十分に注意をしてください。

About Internship/インターンシップ

4-a. インターンシップへの参加について

授業科目の1つとして、「Internship」(1~4単位)があり、希望者は、それを履修することで、原則として春休みや夏休みの2週間~3週間程度、国内外の弁護士事務所や企業法務部、国際機関においてインターンシップ(英語による実務研修)を受講する機会が得られます。国内で実施するインターンシップは、主として留学生を対象としたものです。日本人学生については、主として海外でのインターンシップが想定されています。これは、国連等の国際機関で働くことを希望する者や法整備支援活動への参加を希望する者が中心となりますが、渉外法律事務所のアジア拠点でのインターンシップにも派遣したいと考えています。希望者多数の場合には、選考を行います。詳細については、入学後に随時お知らせします。なお、派遣先には、法務研究科のアドバイザリーボード・メンバーが所属する法律事務所や企業法務部も含まれます。

【website】 Keio University Law School, Advisory Board/ アドバイザリーボード

http://www.ls.keio.ac.jp/en/advisory_board.html

海外におけるインターンシップの受入れ先については、法曹養成専攻およびグローバル法務専攻の学生を、国連宇宙部(ウィーン)および国際協力機構(JICA)ラオス法整備支援プロジェクト・オフィス等へ派遣した実績があります。また、「大学の世界展開力強化事業~アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化~」として、アジア発グローバル法務人材養成プログラム(PAGLEP)を2016年度より実施しており、文部科学省の補助を受け、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマーなどのメコン流域諸国との学生・教員間交流を進めています。今後も引き続き、メコン流域諸国への学生のインターンシップ派遣および交換留学の機会を提供していきます。

Student Relations/学生生活関連

5-a. 住居の確保について

ロースクール独自の寮はありません。慶應義塾大学には学生寮もありますが、部屋数に限りがあるため、入学時期によっては必ず利用出来るとは限りません。秋学期は特に希望者が多い傾向にあります。

東京には、短期の宿泊施設が沢山あり、広さは限られる場合が多いですが、比較的清潔で安全です。ロースクールでの授業はすべて三田キャンパスで開講されており、過去に受け入れた留学生の多くは通いやすい圏内から通学していました。キャンパスは都心にありますので、キャンパスから離れれば離れる程、家賃は比較的ローコストとなります。

【website】 Housing for International Students/ 留学生宿舎

http://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/housing/ryu_boshu.html

5-b. 奨学金への応募について

海外留学生の日本での勉強を支援する入学前予約型の奨学金には、学外のものとして、文

部科学省国費外国人留学生制度の奨学金があります。また、法務研究科においては、グローバル法務専攻の入試成績優秀者（数名）について学費免除を予定しています。さらに、入試成績優秀者（1名）に未来先導国際奨学金を付与できる場合があります（未来先導国際奨学金運営委員会の選考を通過した場合）。

【website】 入学前に募集のある奨学金

http://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/scholarship/intl_student.html

入学後に応募が可能となる奨学金については、下記ウェブサイトから参照できます（一部の情報については、在籍学生のみが閲覧可能なページとなります）。

【 website 】 現 在 募 集 中 の 奨 学 金 等 （ 在 籍 学 生 向 け ）

http://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/scholarship/application_info.html

上記の他にも、新規渡日留学生対象の JASSO 学習奨励費や、法務研究科の学生が対象の三田法曹会奨学金、その他、民間団体等の応募可能な奨学金がありますが、こちらは各自で応募することになります。年度により募集状況が異なりますので、入学後に確認してください。

5-c. 修了生の進路について

下記ページをご確認ください。

<https://www.ls.keio.ac.jp/en/life/#career>